

居住支援セミナー

～社会福祉法人×居住支援を考える～

1 目的

2017年10月に施行された新たな住宅セーフティネット制度は、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者など）に登録されたセーフティネット住宅を提供し、多様な居住支援を担う民間企業、団体等を居住支援法人として指定するとともに、都道府県や市町村に設立されてきた居住支援協議会等に新しい役割を期待し、地域における多様な住まいの確保を通じて、住宅確保が必要な多様な方々の地域での居住継続を支援する仕組みを構築しようとするものです。

本研修では社会福祉法人が居住支援法人の指定を受け、居住支援協議会の設立の中心を担うことが出来るよう「居住支援」に取り組む意義を学びます。

2 日時：令和4年12月23日（金）14時～17時

3 場所：大阪府庁新別館 北館4階 多目的ホール

4 対象：大阪府内の社会福祉法人職員、市町村社会福祉協議会職員

5 定員：150名（先着順）

6 内容：（1）行政説明（大阪府） 14時～14時30分

『住宅セーフティネット制度について』

（2）講演 14時30分～15時30分

『社会福祉法人が居住支援に取り組む意義について』

講師：一般財団法人高齢者住宅財団 企画部長 落合明美氏

（3）実践報告 15時40分～17時

①岸和田市社会福祉協議会

『緊急連絡先の提供、サブリースを活用した居住支援と居住支援ネットワークづくり』

②桃林会

『居住支援法人の現状と課題～居住支援法人の必要性～』

7 申込：下記URL、QRコードから申込みフォームに入力して下さい。

<https://forms.gle/oQaS9fijo3Fs6N5BA>

8 受講料：無料

9 主催：社会福祉法人桃林会・社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会



大阪府庁新別館北館

周辺地図

新別館 北館



府庁新別館北館 4階 多目的ホール
〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-43